

(2) 存続期間の延長についての経過措置

(存続期間の延長についての経過措置)

**第四条** 新特許法第六十七条第一項の規定は、この法律の施行前に存続期間（存続期間の延長登録に係る特許権にあっては、当該延長登録前の存続期間）が満了した特許権及び特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法（第三項において「昭和六十年旧特許法」という。）第七十五条第一項の独立の特許権（以下単に「独立の特許権」という。）については、適用しない。

- 2 この法律の施行の際現に存する存続期間の延長登録に係る特許権（独立の特許権を除く。）であって、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したもの当該延長登録後の存続期間がその特許出願の日から二十年に満たないときは、その存続期間はその特許出願の日から二十年をもって終了するものとする。
- 3 この法律の施行の際現に存する独立の特許権についての昭和六十年旧特許法第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「原特許権の残存期間」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）の施行前に原特許権が無効にされなかつたもの又は消滅しなかつたものとして、改正法第一条の規定による改正後の特許法第六十七条第一項並びに改正法附則第四条第一項及び第二項の規定を適用した場合における原特許権の残存期間」とする。
- 4 新特許法第六十八条の二の規定は、第二項の規定により特許権の存続期間が延長された場合及び前項の規定により存続期間の延長登録に係る独立の特許権であって、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの存続期間が延長された場合に準用する。
- 5 第二項に規定する特許権又は前項に規定する独立の特許権に係る原特許権の存続期間の延長登録に係る新特許法第百二十五条の二第一項の審

判については、同項第三号中「期間を超えているとき」とあるのは、「期間を超えたことにより、その特許権又はその特許権の追加の特許権で独立の特許権となつたものが特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）の施行の際存することとなつたとき」とする。

本条は、新特許法第67条第1項の存続期間の規定の適用に関する経過措置について規定したものである。

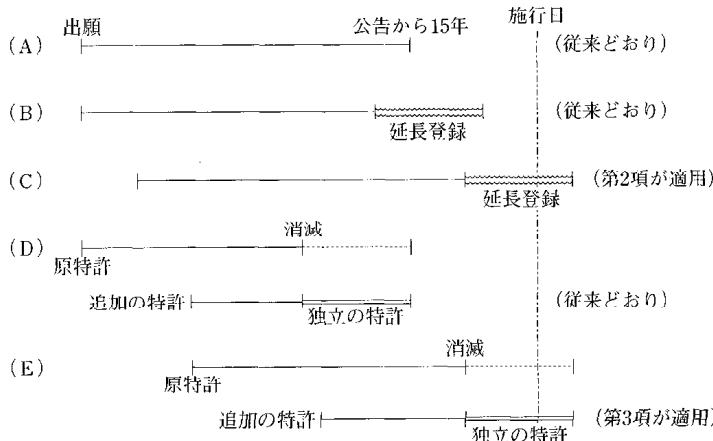
TRIPS協定第70条2では、「この協定は、加盟国この協定を適用する日における既存の保護の対象であって、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに關し、当該加盟国について義務を生じさせる」旨規定されるとともに、同条3には、「加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については、保護を復活する義務を負わない」旨規定されている。

この規定に従い、改正法の施行日に特許庁に係属している特許出願及び存続している特許権については、出願の日から20年の存続期間を規定した新特許法第67条第1項の規定を適用することとした。本条及び次条は、新特許法第67条第1項の規定を適用することを前提とした上で、イ) それに伴い必要となる経過措置を規定するとともに、ロ) 新特許法第67条第1項の規定をそのまま適用できない特許権についての経過措置を規定したものである（図12参照）。

第1項は、新特許法の存続期間の規定の適用を受けない特許権について規定したものである。すなわち、改正法の施行日において、イ) 存続期間が満了し消滅している特許権については、新特許法の規定を適用した結果その特許権が再度復活することとすれば、第三者に対し不測の不利益をもたらすため、TRIPS協定第70条3の規定に従い、新特許法の規定は適用しないこととした。また、ロ) 存続期間の延長登録に係る特許権であって、延長登録前の存続期間が満了した特許権及びハ) 昭和60年の一部改正前の特許法第75条第1項の独立の特許権についても、新特許法第67条第1項の「特許出願の日から20年」の存続期間の規定は適用しないこととした。なお、上記ロ) ハ) に挙げた特許権に

図12. 存続期間の延長についての経過措置（附則第4条関係）

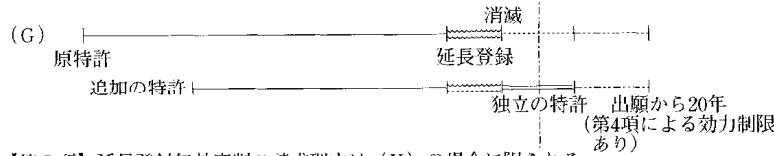
【第1項】 (A) から (E) までについては新特許法は適用されない。



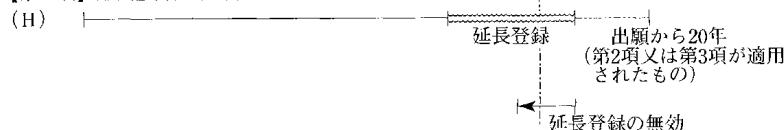
【第2項】 上記 (C) のケースのうち存続期間が出願から20年に満たないものについては、(F) のように取り扱う。



【第3項】 上記 (E) のケースのうち存続期間が原特許の出願から20年に満たないものについては、(G) のように取り扱う。



【第5項】 延長登録無効審判の請求理由は (H) の場合に限られる。



については、第2項及び第3項等において必要な経過措置を規定した。

本項に規定する適用除外の対象とはならず、改正法施行日において存続している既存の特許権やその後に発生する特許権については、新特許法第67条第1項の規定が適用される。

#### (補説) 大正10年法による特許権の存続期間について

今回の改正では、昭和34年特許法の一部改正を行い、特許法第67条第1項に規定する存続期間を改正したが、この改正内容は大正10年法に基づく特許権にまで適用されるものではない。大正10年法の下での特許権については、特許法施行法第18条において「存続期間については、なお従前の例による」旨規定されており、今回の改正ではその内容は改正されていないため、今後もなお従前の例に従い「出願公告の日から15年」の存続期間が適用されることになる。

第2項は、第1項において新特許法第67条第1項の規定を適用しないとした「存続期間の延長登録に係る特許権であって、延長登録前の存続期間が満了した特許権」のうち、改正法の施行日において存するものの存続期間に関する経過措置について規定したものである。

今回の改正は、特許法第67条第1項に規定する存続期間を改正するものであるため、第1項では、既に第67条第1項に規定する存続期間が満了し、存続期間の延長登録により改正法施行日において存する特許権についてまで、新特許法第67条第1項の規定は適用しないこととした。

このため、こうした存続期間の延長登録に係る特許権については、従来どおりの存続期間及び存続期間の延長登録による存続期間が与えられることになるが、この場合は、両者の存続期間を合算しても特許出願の日から20年よりも前に特許権が満了する場合も生じ得る。例えば、特許出願の日から2年で出願公告がなされ、15年の存続期間が経過した後に2年の存続期間の延長登録が認められた場合である。こうしたケースでは、特許出願の日から19年で特許権が満

了することになり、TRIPS協定第33条の「特許権は特許出願の日から20年を経過する前に満了してはならない」という規定を満たさないことになるため、本項では、上記のようなケースを想定し、その場合の延長登録後の存続期間は特許出願の日から20年をもって終了する旨を規定した。

第3項は、第1項において新特許法第67条第1項の規定を適用しないとした独立の特許権の存続期間に関する経過措置について規定したものである。

TRIPS協定第33条には、通常の特許権や第2項で経過措置を規定した存続期間の延長登録に係る特許権だけでなく、昭和60年一部改正前の追加の特許権や独立の特許権についても、これらの特許権が改正法施行日において存続している以上は適用が義務づけられることが規定されている。このうち、追加の特許権の存続期間はもとの特許権の存続期間と同じであるから、もとの特許権の存続期間について新特許法第67条第1項又は附則第4条第2項が適用されれば、追加の特許権についてもTRIPS協定第33条に規定する条件は満たすことになる。

これに対し、独立の特許権の存続期間は、昭和60年旧特許法第67条第3項において「原特許権の残存期間」と規定されているが、原特許権は改正法施行日において既に消滅しているため、附則第4条第1項の規定が適用される結果、原特許権の残存期間がTRIPS協定第33条に規定する特許出願の日から20年という条件を満たさない場合も生じ得る。本項は、こうしたケースを想定して、改正法施行日において存する独立の特許権の存続期間がTRIPS協定第33条の条件を満たすよう必要な経過措置を規定したものであり、独立の特許権の存続期間の根拠となる原特許権が無効にされなかったもの又は消滅しなかったものとして、新特許法第67条及び附則の規定を適用した場合に定められる残存期間を独立の特許権の存続期間とするよう読み替えを行った。本項の規定により、原特許権が消滅しなかったものとした場合に、改正法施行日において原特許権が、イ) 第67条第1項の存続期間中にあることとなるときは、新特許法第67条第1項の規定が適用された後の存続期間が独立の特許権に与えられ、ロ) 存続期間の延長登録により延長された存続期間中にあることとなるときは、附則第4条

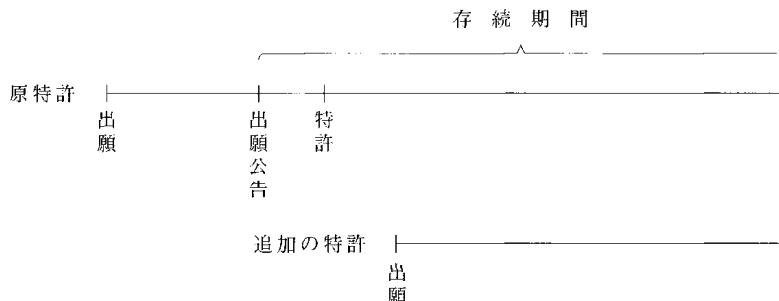
第2項の規定が適用された後の存続期間が独立の特許権に与えられる。

(参考) 追加の特許権と独立の特許権 (図13参照)

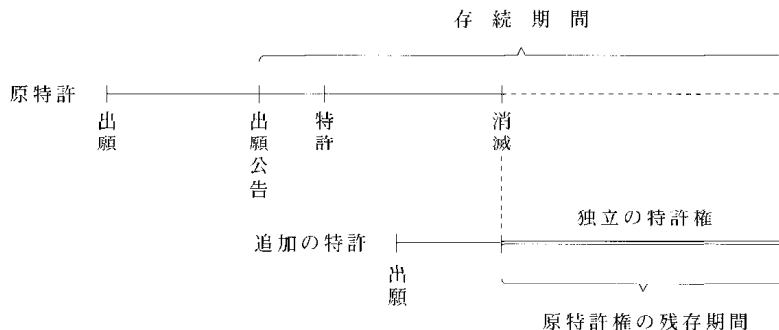
昭和60年旧特許法においては、特許された発明と一定の関係を有する発明について追加の特許出願をし、追加の特許を受けることができた（第31条）。この場合の追加の特許権の存続期間は、もとの特許権の存続期間が満

図13. 追加の特許権等に係る存続期間のしくみ

(1) 追加の特許権



(2) 独立の特許権



了すれば、消滅することとされていた(第74条)。追加の特許権は、もとの特許権が消滅したときは独立の特許権となり(第75条)、独立の特許権の存続期間は原特許権の残存期間とされていた(第67条第3項)。この追加の特許出願制度は、昭和60年一部改正により廃止されたが、その際の附則第2条の規定により昭和60年旧特許法はなおその効力を有するものとされている。その後、昭和62年一部改正により存続期間の延長登録制度が導入されたが、その際の附則第9条では、追加の特許権については延長登録の出願はできないが、原特許権の存続期間が延長されたときは追加の特許権の存続期間についても延長登録がされたものとみなすこと等が規定されている。

第4項は、存続期間の延長登録に係る特許権であって改正法施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したもの、換言すれば、改正法施行日において存続期間の延長登録により延長された期間中にある特許権について、第2項又は第3項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効力制限について規定したものである。これは、改正法施行日において存続期間の延長登録により延長された期間中にある特許権は、既に特許法第68条の2に規定する特許権の効力制限が適用されているため、その後更に新特許法又は附則の規定の適用により延長される存続期間についても同様の効力制限を適用することにより、一旦制限された効力が拡大し第三者の不利益が生じることがないようにしたものである。

第5項は、改正法施行日において存続期間の延長登録により延長された期間中にある特許権又は独立の特許権であって、第2項又は第3項の規定により特許出願の日から20年までその期間が延長されるものについて、存続期間の延長登録無効審判を請求する場合の延長登録無効理由の読み替えを規定したものである。これにより、「延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることことができなかった期間を超えていた」(第125条の2第1項第3号)場合に、延長登録無効審判を請求することができる、「その特許発明の実施をするこ

とができなかった期間を超えたことにより、その特許権等が改正法の施行の際存することとなったとき」に限られる。

延長登録無効審判により延長された期間を無効とした場合であっても、その特許権が改正法施行日に存するものである限りは、TRIPS協定第33条の義務である「特許出願の日から20年を経過する前に満了してはならない」との規定を適用しなければならない。このため、本項の読み替え規定をおくことにより、争う意味のない延長登録無効審判の請求を認めないこととした。

(補説) 独立の特許権に係る原特許権に対する延長登録無効の審判の請求

追加の特許権に対応するもとの特許権が存続期間の延長登録を受けた後に特許無効審判により無効とされた場合は、追加の特許権は独立の特許権となり、その存続期間は原特許権の残存期間、すなわち存続期間の延長登録により延長された期間を加えた存続期間を有することになる。この場合、既に無効とされ初めからなかったものとみなされた原特許権に対し、存続期間の延長登録無効審判が請求できるかについては、明確な規定がない。

附則第4条第5項は、原特許権の存続期間の延長登録の効果を享受した独立の特許権が依然として存続している以上、原特許権に対し認められた存続期間の延長登録の無効を争う実益があり、審判の請求はできるとの前提に立った上で、その際の延長登録無効の理由を読み替えた規定である。

**第五条 新特許法第六十七条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定により存続期間が延長された特許権であって、この法律の施行がないとした場合にその存続期間が平成七年七月一日から同月二十九日までに満了したもの翌年（同月二日から同月三十日までに始まる年をいう。）分の特許料の納付については、新特許法第百八条第二項中「前年以前」とあるのは、「平成七年七月三十日まで」とする。**

2 この法律の施行の際現に存する特許権であって、その存続期間がこの

法律の施行により延長されたものについては、この法律の公布の日前に日本国内においてその特許権に係る発明の実施である事業の準備をしている者は、この法律の施行がないとした場合におけるその特許権の存続期間の満了の日後、その準備をしている発明及び事業の目的的範囲内において、通常実施権を有する。

- 3 新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

本条は、新特許法第67条第1項の規定又は前条の規定の適用により存続期間が延長された場合の経過措置について規定したものである。

第1項は、新特許法第67条第1項の規定の適用を受けることにより、又は附則第4条第2項又は第3項の規定により存続期間が延長された特許権についての特許料の納付の特例について規定したものである。改正法が施行されると、例えば、施行日の数日後に存続期間が満了する予定であった特許権の存続期間が延長される場合が生じ、その特許権者は延長された翌年分の特許料を数日以内に納付しなければならないことになる。本項では、こうしたケースを想定し、延長された翌年分の特許料の納付に対し、特許法第108条と同様の30日の猶予期間を規定した。

これにより、改正法の施行がないとした場合に、その存続期間が平成7年7月1日から同月29日までに満了することとなる特許権については、その翌年分の特許料を同月30日までに納付すればよいこととなる。なお、この翌年分の特許料を同月30日までに納付できなかつたときは、第112条の規定により、その期間の経過後6月以内に特許料及び割増特許料を追納することが可能である。

第2項は、改正法の施行により存続期間が延長された特許権についての通常実施権について規定したものである。従来の制度の下では、他人の特許権の存続期間が満了することを前提として、満了前にその発明の実施の準備を行っている者が存在する。本項では、こうした者のうち、改正法の公布の前にその発明の実施の準備をしている者は、延長された存続期間について、その準備を

している発明及び事業の目的の範囲内において通常実施権を有するものとし、第三者に不測の不利益が生じないよう一定の救済を図った。

なお、本項は、附則第3条第3項と同様に、TRIPS協定第70条4の規定の範囲内において経過措置を規定するものであるので、附則第3条第3項の解説を併せて参照されたい。

ただし、附則第3条第3項の規定とは異なり、本項の場合は、「発明の実施の準備をしている者」のみを対象とし、改正法公布の日前に、「特許発明の実施である事業をしている者」は対象とならない。これは、特許権の存続期間中に他人の特許発明の侵害となる実施行為を行っていた者についてまで救済を図る必要がないからである。

第3項は、前項の規定による通常実施権について、TRIPS協定第70条4の規定に従い、特許権者等が相当の対価を受ける権利を有する旨を規定した第80条第2項を準用するとともに、通常実施権の登録をしなくてもその後に特許権等を取得した者に対し効力を有する旨を規定した第99条第2項を準用したものである。

(昭和六十年旧特許法の一部改正)

**第十五条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）**

附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法の一部を次のように改正する。

百円	「	第百七条第一項の表中	第十九年及び第二十年	毎年一発明につき三十五万八千四百円	に
	」を		第十九年から第二十一年まで	毎年一発明につき三十五万八千四百円	
			第二十二年から第二十五年まで	毎年一発明につき七十一万六千八百円	

改める。

本条は、追加の特許権の特許料について改正を行うものである。

改正法の施行により、新特許法第67条第1項の特許権の存続期間が適用され、更に昭和62年改正法附則第9条の規定により存続期間の延長登録がされると、追加の特許権の存続期間は、最長第25年まで延長される場合が生じ得る。このため、本条では、これに対応する第21年以降の特許料の規定を追加する改正を行った。

なお、本条により改正された追加の特許権の特許料は、昭和60年改正法附則第2条によりなおその効力を有するものとされた後、昭和62年改正法附則第7条により料金改定され、同法附則第10条で存続期間の延長に対応するため第20年までの特許料に改正され、更に平成5年改正法附則第7条により料金改定が行われた後のものである。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

**第十六条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)**

の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中	第十九年及び第二十年	毎年三十五万八千四百円に一定 三十五万八千四百円を加え
発明につ た額	第十九年から第 二十一年まで	毎年三十五万八千四百円に一発明に き三十五万八千四百円を加えた額
つ つ	第二十二年から 第二十五年まで	毎年七十一万六千八百円に一発明に き七十一万六千八百円を加えた額

」を  
「  
に改める。  
」

本条は、昭和62年改正法施行前にされた発明単位の特許出願に係る特許についての特許料の改正を行うものである。

新特許法第107条では、特許出願の日から20年の存続期間に、存続期間の延長

登録が認められる上限期間である 5 年を加え、第25年目までの特許料について規定した。本条では、これに伴い、昭和62年改正法施行前にされた発明単位の特許出願に係る特許についての特許料についても同様の改正を行った。

なお、本条により改正された発明単位の特許権の特許料は、昭和62年改正法附則第3条第3項に規定され、平成5年改正法附則第9条により料金改定された後のものである。

### (3) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標についての経過措置

#### (商標法の改正に伴う経過措置)

**第十二条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願であって、この法律の公布の日後についたものについての新商標法第四条第一項第十七号の規定の適用については、同条第三項中「商標登録出願の時」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時」とする。

本条は、新商標法第4条第1項第17号に規定したぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標に関する不登録事由に関する経過措置について規定したものである。

TRIPS協定第24条5(a)では、「加盟国において協定を適用する日の前に、商標が善意に出願され又は登録された場合には、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない」旨規定されている。

この規定によれば、協定適用の日の前に善意ではなくされたぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標に係る商標登録出願については拒絶をすべきこととなる。本条の経過措置においては、改正法の公布の日以前についた商標登録出願

はその内容を知らないでされたものであるため善意に出願されたものと考え、こうした商標登録出願の既得権は保護することとするが、他方、改正法の公布の日後にしたものについては、本条において、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標の不登録事由についての判断基準を「改正法施行の時」と読み替えることとした。これは、改正法の公布の日後にWTO加盟国となった国におけるぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標のうち、新商標法第4条第1項第17号の不登録事由に該当するものを拒絶するために、その出願時ではなく、施行時を基準としたものである。これにより、改正法の公布の日後であってWTO協定の発効日前にした商標登録出願について、TRIPS協定第24条5(a)の規定に適合した対応が図られることになる。

なお、改正法の公布の日以前にした商標登録出願については、経過措置を規定していないため、新商標法第4条第1項第17号に規定する不登録事由は、その出願時を基準として不登録事由に該当するか否かが判断されることになる。しかしながら、これらの商標登録出願については、その出願時においてそもそもWTO協定が発効しておらずWTO加盟国自体が存在しないため、拒絶されたり、商標登録が無効とされることではなく、その既得権は保護されることになる。

### 3. 外国語書面出願制度、明細書の記載要件等の改正に伴う経過措置

附則第6条及び第7条は、平成7年7月1日に施行される特許法の改正事項である外国語書面出願制度、明細書の記載要件、PCT規則留保の撤回及び特許権の回復制度に関する改正に伴う経過措置について規定したものである。また、併せて改正された実用新案法及び意匠法についての経過措置が附則第10条及び第11条に規定されているので、これらを順次解説する。